

広報とりで TORIDE

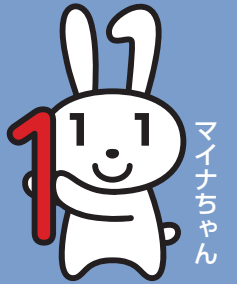
11.15
2024 (令和6年)
NO.1401

健康保険証の発行は12月1日まで

※11月8日時点の情報を基に
編集しています。

医療機関の受診はマイナ保険証で!

マイナ保険証…健康保険証として利用登録したマイナンバーカード



問 マイナンバーカードの健康保険証利用…マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178 (5番を選択)

国の法改正により、12月2日以降従来の健康保険証の発行(再発行を含む)ができなくなります。医療機関を受診するときは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)をご利用ください。なお、お手元にある国民健康保険・後期高齢者医療保険の健康保険証は、12月2日以降でも有効期限まで利用できます。

◎マイナ保険証を持っていない方は、健康保険証の代わりに使える「資格確認書」で、引き続き医療機関を受診できます(詳細は下参照)。

◎マイナ保険証の利用方法など詳細は、以下の市ホームページをご覧ください。

▶12月2日からの
国民健康保険証



▶マイナンバー
カードが健康保険
証として使えます



「資格確認書」が「資格情報のお知らせ」を交付します

問 国民健康保険…国保年金課☎内線1377 後期高齢者医療保険…国保年金課☎内線1370

国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者には、それぞれの状況に応じて、以下の書類を交付します(お手元の健康保険証の有効期限が切れる方には、その前に送付します)。

国民健康保険：マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を交付

マイナ保険証を持っていない方で、お手元にある国民健康保険の健康保険証の有効期限が切れる方または、12月2日以降国民健康保険への加入や資格情報の変更(住所など)の届け出をする方には、健康保険証の代わりに使える「資格確認書」を交付します(申請不要)。

▶資格確認書(画像は国民健康保険加入者)



マイナ保険証を紛失した場合なども、保険者※に申請することで「資格確認書」が交付されます。※国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者は国保年金課に、社会保険加入者は自身が加入する保険者にお問い合わせください。

国民健康保険：マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を交付

マイナ保険証を持っている方で、お手元にある国民健康保険の健康保険証の有効期限が切れる方または、12月2日以降国民健康保険への加入や資格情報の変更(住所など)の届け出をする方には、加入情報を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

▶マイナ保険証が機械で読み取れないとき

「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を併せて医療機関に提示してください。

後期高齢者医療保険：全員に「資格確認書」を交付

後期高齢者医療保険加入者には、マイナ保険証を持っていない・持っているにかかわらず、75歳の誕生日の前月に「資格確認書」を交付します(申請不要)。

国民健康保険・後期高齢者医療保険：健康保険証の有効期限

基本的に、国民健康保険と後期高齢者医療保険の健康保険証の有効期限は令和7年7月31日です。ただし、国民健康保険の場合は、7年7月1日までに70歳になる方または、7年7月31日までに75歳になる方の有効期限は、誕生日により異なります。※社会保険加入者は自身が加入する保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証に対応していない医療機関では

以下のいずれかの書類の提示が必要です。

- 有効期限内の健康保険証
- 「資格確認書」
- 「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証

マイナ保険証の主なメリット

- ▶医療情報の共有化により良い医療が受けられる
 - ▶手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- ※いずれも、本人が同意した場合のみ



マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには

▶以下の準備が必要です(利用登録されているかどうかは、マイナポータルで確認できます)

STEP1 マイナンバーカードを申請・取得
問 市民課☎内線1156

- 申請 以下のいずれかの方法で
- パソコン・スマートフォンから
- まちなかの証明写真機から
- 郵送

詳細は市ホームページへ



STEP2 健康保険証として利用登録

- 利用登録 以下のいずれかの方法で
- 医療機関・薬局で受け付け(カードリーダー)
- パソコン・スマートフォンでマイナポータルから
- セブン銀行ATMから



STEP3 医療機関・薬局で受け付け

- 受付方法
- ①マイナンバーカードをカードリーダーに置く
- ②本人認証を行う(顔認証または4桁の暗証番号入力)
- ③各種情報提供の同意選択をする

